

上下水道



防災訓練における給水体験

上 下 水 道

1 上 水 道

本市は、山麓部の一部を除いて古くから水は豊富で、良質の飲料水に恵まれていた。しかし、昭和21年の南海地震の地殻変動によって海岸部に接する市街地域で井戸水の塩水化や水位低下等の枯渇現象があらわれ、年を経るごとに生活用水、飲料水に深刻な影響が生じたため、全市的に上水道設置の要望が高まった。

このような背景を踏まえ、昭和29年に上水道布設事業計画を策定し、同年3月10日付けで事業認可を受け、現JR予讃線以北尻無川以西を給水区域として、計画給水人口3万5,000人の規模で新居浜市上水道事業が創設された。

それ以後、町村合併により簡易水道を吸収して順次給水規模を拡大し、併せてこれらの統廃合等増補改良を進めた。さらに、将来の水需要の増加を見据えて、昭和45年3月に新居浜市水道統合事業の認可を得て、第3次、第4次、第5次拡張計画の長期事業を推進し、市内全域に上水道で給水を行えるようになった。

その後、都市化の進展に伴い、供給能力と配水量の関係にばらつきが生じたため、平成3年度から第6次拡張事業計画(計画給水人口13万1,000人、計画1日最大配水量7万8,200m³/日)の整備を推進し、2か所の簡易水道を統合するなど給水区域の拡張にも取り組んだ。また、平成8年度には、水道施設全般の集中監視システムを導入し、水の有効利用、施設の効率的な運用を行っているほか、平成9年度には、愛媛県水道水質管理計画に基づき水道水質検査センターを設置し、水質の安全性、信頼性を確保している。

平成13年度には、新居浜市水道経営基本10カ年計画を策定し、川東給水区における濁り水対策として、浄水処理施設を平成16年1月から稼働している。

平成18年度は、配水池等の水道施設劣化・耐震診断を実施し、平成22年7月には、目指すべき将来像とその実現方策を示した『新居浜市水道ビジョン』を公表し、平成23年3月に水道事業経営変更認可(計画給水人口を12万人、計画1日最大配水量を5万6,300m³/日)を行った。

また、経営改善とサービス向上のため、平成22年度から、お客様センターを開設し、上下水道料金徴収業務の包括的業務委託を実施している。

現在、施設の更新・耐震化として平成27年3月より船木2号配水池、平成28年1月より新山根配水池、送水場の供用を開始し、令和2年度には瑞応寺配水池の耐震補強工事が完了した。また、滝の宮送水場については平成25年度から更新事業を開始し、令和6年度の供用開始を目指している。

人口減少が継続し有収水量の減少状況が続く中、事業経営は厳しさを増しており、さらなる経営基盤強化が必要となっていることから、平成30年度には、「新居浜市水道事業経営戦略」を策定した。さらに、水道事業が抱える諸課題の解決に向けて、中長期的な視点に立った取組方針と施策等を示した「新居浜市新水道ビジョン」と、施設の統廃合やダウンサイジングによる再構築とコスト削減を図る「新居浜市水道事業基本計画」を令和2年度に策定した。

令和3年度には今後も施設の更新・耐震化を適切に進め、持続可能な経営を継続させていくために、水道料金の改定が避けられない状況であることを踏まえ、審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年2月議会において料金改定について議決された。

今後とも、「経営戦略」などの事業計画等に基づき、ライフライン機能の確保及び整備充実を図り、より安心でおいしい水の安定供給に取り組んでいく。

(1) 主要施設概要

施設名	上下水道局 (消防防災合同庁舎4階)	お客様センター (上下水道局別館)	水道水質検査センター
所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1330	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1331	中筋町一丁目12番10号 ☎66-1510
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造平屋建
建物面積	949.97m ² (使用部分) ※共用部分除く	510.34m ²	510.00m ²
完成	令和2年3月31日	平成5年3月30日	平成10年2月28日
建築事業費	—	1億3,977万円	1億9,755万円

(4.4.1 現在)

給水区	施設名	送水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	容 量 (m^3)	建物面積 (m^2)	敷地面積 (m^2)
川 西	滝の宮送水場	17,533	—	964.2	5,685
	金子山配水池	—	6,000	—	3,624
川 東	清住送水場	13,968	—	431.0	4,703
	清住配水池	—	4,500	—	4,295
上 部	吉岡送水場	21,958	—	329.0	3,103
	瑞応寺配水池	—	4,900	—	4,324
	瑞応寺送水場	(増圧) 8,128	—	79.5	—
	篠場配水池	—	4,900	—	3,652
	治良丸中継場	(増圧) 210	—	9.0	118
	治良丸配水池	—	300	—	1,329
	立川中継場	(増圧) 539	—	20.0	113
	立川配水池	—	260	—	630
	新山根送水場	(増圧) 6,418 2,841	—	197.0	1,884
	新山根配水池	—	5,000	9.7	1,779
	大久保中継場	(増圧) 2,841	—	90.0	332
	船木配水池	(増圧) 179	2,000	19.3	1,820
	谷前配水池	—	240	—	320
全給水区	計	(増圧除) 62,718	28,100	2,226.7	38,195

(2) 水源施設

(4.4.1 現在)

区 分	内 容	計
取 水 施 設	地下水利用井の水源地 川西 9 川東 6、上部 7	22カ所
次亜塩素酸ソーダによる滅菌浄水施設	川西 1 (次亜生成装置 1) 川東 1 (次亜生成装置 1) 上部 2 (次亜生成装置 2)	4カ所
送・導水管延長 (m)	川西 6,402、川東 5,009、上部 18,975	30,386
水 源 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	川西 25,100、川東 20,000、上部 35,740	80,840
1 日 最 大 配 水 量 (m^3)	令和 3 年 7 月 5 日	42,234

(3) 計画給水人口及び計画給水量 (認可値)

(4.4.1 現在)

給水区域	山間部を除く新居 浜市全域及び西条 市船屋の一部	(令和2年度 基本計画に よる修正値)
計画給水人口(人)	120,000	(114,000)
計画給水普及率(%)	96	(97)
計画1人1日平均給水量(ℓ)	366	(336)
計画1日平均給水量(m ³)	43,600	(39,000)
計画1人1日最大給水量(ℓ)	472	(391)
計画1日最大給水量(m ³)	56,300	(45,000)

(4) 事業の推移

区分	年度	29	30	令和元	2	3
行政区域内人口(A)(人)		120,351	119,281	118,521	117,439	116,052
計画区域内人口(B)(人)		120,201	119,130	118,376	117,310	115,921
計画給水人口(C)(人)		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
現在給水人口(D)(人)		115,804	114,483	114,254	113,652	113,502
D/A(%)		96.2	96.0	96.4	96.8	97.8
普及率 D/B(%)		96.3	96.1	96.5	96.9	97.9
D/C(%)		96.5	95.4	95.2	94.7	94.6
現在給水戸数(戸)		55,290	55,257	55,724	55,974	56,341
年間配水量(E)(m ³)		14,457,312	14,181,855	14,032,788	14,321,892	14,070,260
年間有収水量(F)(m ³)		13,473,444	13,293,328	13,079,599	13,214,630	13,023,302
有収率 F/E(%)		93.2	93.7	93.2	92.3	92.6
1日最大配水量(m ³)		43,763	45,204	41,778	43,591	42,234
1日平均配水量(m ³)		39,609	38,854	38,341	39,238	38,549
1日平均有収水量(m ³)		36,914	36,420	35,737	36,204	35,680
1人1日平均配水量(ℓ)		342	339	336	345	340
1人1日平均有収水量(ℓ)		319	318	313	319	314
配水管総延長(m)		585,802	588,332	588,773	589,464	590,488
水道料金(円)		1,627,036,744	1,608,908,691	1,592,497,729	1,624,157,309	1,603,169,193
年間収益(円)		1,947,023,208	1,964,665,223	1,999,148,527	1,987,797,825	1,917,815,033
年間費用(円)		1,623,907,544	1,648,518,319	1,602,002,705	1,646,155,704	1,647,032,726

注：水道料金、年間収益、年間費用は消費税等を含む

(5) 水道料金

(平成9.4.1改定)

ア 料金

右の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

また、家庭用で1月の使用水量が10m³未満のものに係る水道料金については、その使用水量と基本水量との差1m³につき40円を減額するものとし、その限度を120円とする。

用途	基本水量、基本料金(1月につき)	従量料金(m ³ につき)
家庭用	10m ³ 以下 835円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 100円
		20m ³ を超え 40m ³ 以下 120円
		40m ³ を超えるもの 145円
業務用	10m ³ 以下 1,545円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 100円
		20m ³ を超えるもの 145円
大口用	300m ³ 以下 32,345円	300m ³ を超えるもの 145円
公衆浴場用	100m ³ 以下 8,350円	100m ³ を超え 300m ³ 以下 90円
		300m ³ を超えるもの 110円

イ 料金調定及び収入状況

(単位：円)

年度	当初調定額	更正増減額	最終調定額	収入累計額	未収額	徴収率(%)
29	1,630,275,115	△ 3,238,371	1,627,036,744	1,599,348,605	27,688,139	98.3
30	1,610,256,105	△ 1,347,414	1,608,908,691	1,581,326,973	27,581,718	98.3
令和元	1,593,681,848	△ 1,184,119	1,592,497,729	1,564,141,520	28,356,209	98.2
2	1,626,355,218	△ 2,197,909	1,624,157,309	1,601,960,236	22,197,073	98.6
3	1,604,384,881	△ 1,215,688	1,603,169,193	1,581,228,516	21,940,677	98.6

注：金額はすべて消費税等を含む

ウ 料金改定の推移

(単位：%)

年度	46	51	57	平成元	9	26	令和元
引上率	30.96	49.74	35.1	3.0	27.2	2.9	1.9

エ 検針・収納方法

検針は業務委託により、市内を二つの地区に分割し隔月で実施しており、料金収納については、昭和63年4月1日に開始した口座振替(自動払込)及び平成19年3月1日に開始したコンビニでの納付などの方法があり、内容は下表のとおりである。

(令和4年3月納付分の内訳)

収納方法	銀行納付	口座振替	コンビニ	その他	合計
件数	651	40,730	5,434	254	47,069
率(%)	1.38	86.53	11.55	0.54	100

(6) 用途別使用水量

(令和3年度)

区 分		川西給水区	川東給水区	上部給水区	合 計
家庭用	件 数 (件)	133,938	141,935	258,132	534,005
	水 量 (m ³)	2,682,214	2,600,336	4,611,372	9,893,922
	1 件 当 り (m ³)	20.0	18.3	17.9	18.5
業務用	件 数 (件)	22,504	12,461	18,614	53,579
	水 量 (m ³)	467,472	272,801	406,850	1,147,123
	1 件 当 り (m ³)	20.8	21.9	21.9	21.4
大口用	件 数 (件)	700	477	712	1,889
	水 量 (m ³)	716,849	392,651	677,976	1,787,476
	1 件 当 り (m ³)	1,024.1	823.2	952.2	946.3
合 計	件 数 (件)	157,142	154,873	277,458	589,473
	水 量 (m ³)	3,866,535	3,265,788	5,696,198	12,828,521
	1 件 当 り (m ³)	24.6	21.1	20.5	21.8

(7) 加入金・手数料

ア 加入金

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

ただし、改造による場合は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対する額との差額とする。

(平成9.4.1改定)

メーターの口径	加入金の額
13 mm 以下	40,000 円
20 mm	60,000 円
25 mm	130,000 円
30 mm	260,000 円
40 mm	530,000 円
50 mm	800,000 円
75 mm	2,000,000 円
100 mm	4,000,000 円
150 mm 以上	市長が別に定める額

イ 手数料

(令和元.12.27改定)

種 別	手 数 料
新居浜市水道事業給水条例第6条第1項の工事事業者として指定するとき(指定給水装置工事事業者指定手数料)	1件につき 10,000円
第6条第2項の工事設計の審査をするとき(設計審査手数料)	1件につき 1,400円
第6条第2項の工事検査をするとき(しゅん工検査手数料)	1給水装置につき 2,200円
水道法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき(指定給水装置工事事業者指定更新手数料)	1件につき 8,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付をするとき(指定給水装置工事事業者証再交付手数料)	1件につき 3,000円

2 工業用水道

本市は、旧別子銅山の開坑に始まる住友系企業を中心とした重化学工業が発達し、瀬戸内海有数の臨海工業地帯を形成している。一方、これらの企業の工業用水は従来市域の中心部を流れる国領川の伏流水に依存していたが、昭和21年の南海地震による地盤沈下を原因とする海岸部の海水浸入現象と、更には逐年の企業の新設、拡張等に伴い水需要も飛躍的に増加したことから抜本的な用水確保を図るため、国領川総合開発計画が策定され、洪水調整として鹿森ダムの建設、銅山川の分水に伴う別子ダムの建設によって、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることとな

り、昭和35年度に着工し、昭和40年度にこれらの関係事業が完成した。

工業用水道事業は、翌年の昭和41年度から供用を開始し、取水口を住友共電(株)が建設した山根発電所放水路に接合し、接合井を経て山根配水場に導入し、自然流下によって海岸部工業地帯に52,000m³/日を給水開始した。その後、産業構造の変化や渇水対策等節水型設備の導入により平成8年には50,200m³/日と減少の傾向となった。さらに、平成9年7月西条地区工業用水道の供用開始に伴い4,100m³/日が転換され、現在の基本水量は、46,600m³/日となっている。

平成27年度から2か年の継続事業として山根配水池の耐震補強工事を実施した。また、平成29年度からは老朽化した配水管の更新・耐震化を進めている。

(1) 事業の推移

区分 \ 年度	29	30	令和元	2	3
計画給水社数(社)	3	3	3	3	3
現在給水社数(社)	3	3	3	3	3
普及率(%)	100	100	100	100	100
年間配水量(m ³)	15,732,198	14,722,532	15,261,347	14,684,114	16,048,101
年間有収水量(m ³)	15,701,488	14,693,277	15,230,607	14,545,084	16,018,254
1日平均給水量(m ³)	43,018	40,256	41,614	39,850	43,886
有収率(%)	99.8	99.8	99.8	99.1	99.8
配水管延長(m)	7,266	7,266	7,266	7,339	7,339
給水収益(円)	256,449,536	242,775,416	256,011,948	242,805,707	261,973,353
年間収益(円)	262,685,719	253,835,527	262,106,430	251,370,141	271,853,483
年間費用(円)	192,882,810	186,459,330	192,099,125	190,476,562	198,133,712

注：給水収益、年間収益及び年間費用は消費税等を含む金額

1日平均給水量＝年間有収水量÷年間日数

有収率＝年間有収水量÷年間配水量

(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量

(単位：m³)

年度	区分	総配水量	有収水量			計	有収率 %
			住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)		
29		15,732,198	14,696,298	933,497	71,693	15,701,488	99.8
30		14,722,532	13,846,945	776,570	69,762	14,693,277	99.8
令和元		15,261,347	14,518,000	630,905	81,702	15,230,607	99.8
2		14,684,114	13,797,306	672,876	74,902	14,545,084	99.1
3		16,048,101	15,051,216	881,131	85,907	16,018,254	99.8

(3) 水道料金・メーター使用料

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）（令和元.10.1 改定）

水道料金			メーター使用料	
区分	種別	料金 (1 m ³ につき)	口径	料金 (1個につき1月)
基本料金	基本使用水量	14円30銭	100 mm 以下	4,000円
			100 mm を超え 200 mm 以下	4,500円
臨時料金	臨時使用水量	14円30銭	200 mm を超え 300 mm 以下	4,700円
			300 mm を超え 400 mm 以下	5,000円
超過料金	超過使用水量	20円	400 mm を超え 500 mm 以下	5,500円
			500 mm を超え 600 mm 以下	6,000円
			600 mm を超え 700 mm 以下	6,500円
			700 mm を超えるもの	7,000円

(4) 料金調定状況

(単位：円)

年度	区分	調定総額	内 訳		
			住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)
29		256,449,536	232,639,384	22,108,896	1,701,256
30		242,775,416	220,227,040	20,935,152	1,613,224
令和元		256,011,948	232,240,818	22,072,224	1,698,906
2		242,805,707	220,313,237	20,882,400	1,610,070
3		261,973,353	237,654,630	22,581,240	1,737,483

注：金額はすべて消費税等を含む

3 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画

区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

第2期事業として昭和57年度、認可区域を497ヘクタールに拡大した。

第3期事業として昭和61年度に計画決定区域を1,269ヘクタールに、認可区域を810ヘクタールに拡大した。

第4期事業として昭和62年度に認可区域を1,030ヘクタールに拡大した。

第5期事業として昭和63年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ1,865ヘクタールに拡大した。

その後、平成15年度に下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、整備を進めてきた。

第7期事業として平成23年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,367ヘクタールに拡大するとともに、全体計画の計画人口等の見直しを行った。

平成28年度に全体計画の計画人口等の見直しを行い、第8期事業として平成29年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,538ヘクタールに拡大した。

また、平成31年4月1日付での地方公営企業法の全部適用に伴い、水道局との組織統合を行い、人口減少に伴う使用料収入の減や、今後増大すると予測される下水道施設の更新費用など、下水道事業に係る経営環境の厳しさが増すことから、令和3年3月に「新居浜市公共下水道事業経営戦略」を策定した。

令和3年度には下水道使用料対象経費に対して、使用料水準が適切かどうか審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年2月議会において使用料改定について議決された。

今後とも、安全で快適な生活環境の確保及び総合的な雨水対策を実施できるよう、一層の事業の効率化を図り、経営の健全化を目指していく。

(1) 全体計画と現況 (令和3年度末)

区 分	全体計画	事業計画	現 況	
面 積 (ha)	4,453	2,538	2,087	
処 理 人 口 (人)	104,680	87,510	74,626	
管渠延長(汚水) (m)	842,500	588,145	451,949	
ポンプ場	汚水中継ポンプ場	1	1	1
	雨水ポンプ場	14	11	11
終末処理場	1	1	1	
日平均汚水量 (m ³ /日)	48,690	38,540	32,900	
日最大汚水量 (m ³ /日)	58,130	46,510	39,700	
時間最大汚水量 (m ³ /日)	85,230	66,910	57,200	
総 事 業 費 (百万円)	272,721	131,377	123,810	
内 訳	管渠・ポンプ場費 (百万円)	248,921	107,741	100,380
	処理場費 (百万円)	23,800	23,636	23,430

(2) 公共下水道普及状況 (4.4.1 現在)

事業計画区域面積 (ha)	現在処理面積 (ha)	整備率 (%)
2,538	2,087	82.2

住民基本台帳人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
116,052	74,626	64.3

(3) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者（受益者）

排水設備工事が行われた土地の所有者(複数の場合は、その代表者)。ただし、その土地に権利者(地上権者、質権者、使用借主又は賃借人)がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第1負担区	152円
第2負担区	210円
第3負担区	210円
第4負担区	252円
第5負担区	269円
第6負担区	339円
第7負担区	349円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、アに掲げる額とする。

ア 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり349円を乗じて得た額

イ 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合及び公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いが困難な者については、事情により徴収を猶予する。

(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

ア 改造工事1件につき50万円以下

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から

エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

ア 建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。

イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していないこと。

・利用状況(令和3年度) 件数 4件

金額 190万円

・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(5) 水洗便所普及状況 (4.4.1 現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
37,390	74,626	34,834	69,528	93.2

注1: 処理区域内人口には外国人を含む。

注2: 処理区域外を含む水洗化状況は、35,752世帯、71,408人である。

(6) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(平成22.4.1 改定)

区分	使用料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金(円) (排除汚水量1m ³ につき)	
一般汚水	10m ³ まで	950	10m ³ を超え 20m ³ まで	130
			20m ³ を超え 50m ³ まで	175
			50m ³ を超え 100m ³ まで	200
			100m ³ を超えるもの	215
湯屋汚水	排除汚水量 1 m ³ につき			25

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(7) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を排水設備指定工事店に指定し、必要な規制を行っている。

4 下水処理場

所在地	菊本町二丁目15番1号 ☎34-3410
敷地面積	14万9,766.99㎡ その他水源池用地 82.23㎡
構造及び 建物面積	ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階建 3,966.81㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 4,617.43㎡ 機械棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階建 4,814.40㎡ 汚泥濃縮棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,307.36㎡ 浄化槽汚泥等受入施設 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,916.67㎡ その他7室 鉄筋コンクリート平家建（水源池ポンプ室を含む）638.54㎡ 計 1万7,261.21㎡
事業費	245億2千万円
供用開始	昭和55年3月
運営状況	当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。

施設の概要

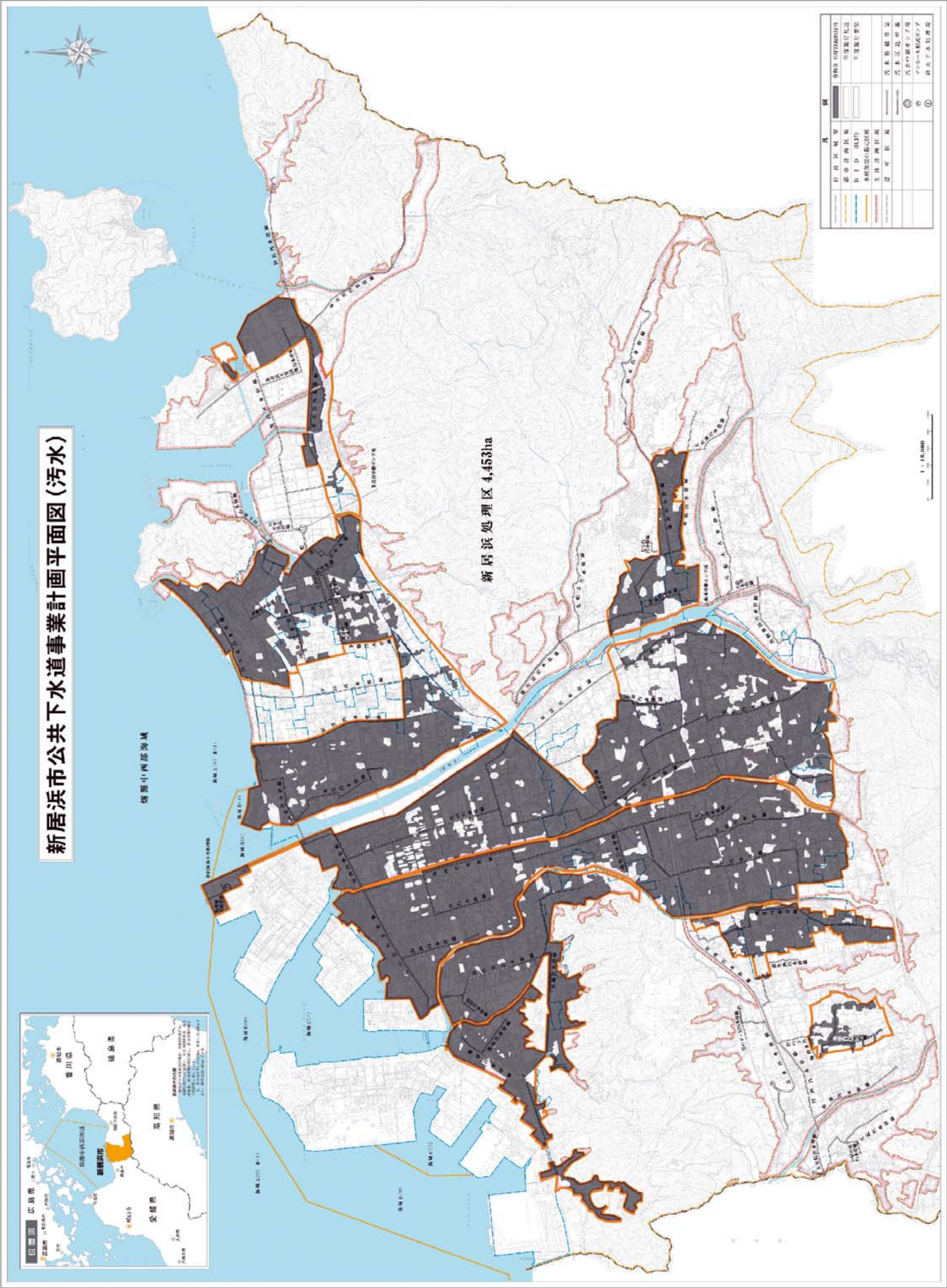
施設の名称		全体計画	事業計画
水処理施設	汚水沈砂池	2池	2池
	汚水ポンプ	5台	5台
	最初沈殿池	6池	3池
	反応タンク	6池	5池
	最終沈殿池	6池	5池
	塩素混和池	1池	1池
	送風機	4台	4台
施雨設水	雨水沈砂池	4池	4池
	雨水ポンプ	5台	5台
汚泥処理施設	汚泥濃縮槽	2槽	2槽
	汚泥濃縮機	3基	2基
	汚泥消化槽	3槽	3槽
	ガスタンク	1基	1基
	ボイラー	3台	2台
	脱水機	3台	2台
その他	浄化槽汚泥等受入施設	1式	1式
	連絡管廊	1式	1式
	放流渠	2カ所	2カ所
電気設備	受電電力	受電電圧 契約電力	6,600 V 870 kw
	自家発電設備	発電電圧 発電電力	6,600 V 2,000 kVA
水源池施設		φ80mm×0.45m ³ /min 1台 契約電力 220V 13KW 自家発電設備 24KVA	

5 雨水ポンプ場

(4.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
土場雨水	新田町一丁目4番31号	114.1	800 1,200	1 2	モーター エンジン	29,400
西原雨水	西原町三丁目5番3号	13.6	1,000 500	2 1	エンジン 水中モーター	16,800
港町雨水	港町16番26号	11.3	500 500 700	2 2 1	水中モーター エンジン エンジン	10,320
沢津雨水	清水町12番13号	84.4	800 1,000	1 3	モーター エンジン	31,800
菊本雨水	菊本町二丁目15番1号	66.2	600 1,000	1 3	モーター エンジン	29,760
垣生雨水	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
江の口雨水	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇高第一雨水	宇高町四丁目13番22号	32.2	1,000	2	エンジン	15,900
東浜雨水	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
松神子雨水	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	モーター エンジン	23,400
中央雨水	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100

新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)



新居浜処理区 4,453ha

凡 例	
17 汚 区 界 線	18 汚 区 界 線
19 汚 区 界 線	20 汚 区 界 線
21 汚 区 界 線	22 汚 区 界 線
23 汚 区 界 線	24 汚 区 界 線
25 汚 区 界 線	26 汚 区 界 線
27 汚 区 界 線	28 汚 区 界 線
29 汚 区 界 線	30 汚 区 界 線
31 汚 区 界 線	32 汚 区 界 線
33 汚 区 界 線	34 汚 区 界 線
35 汚 区 界 線	36 汚 区 界 線
37 汚 区 界 線	38 汚 区 界 線
39 汚 区 界 線	40 汚 区 界 線
41 汚 区 界 線	42 汚 区 界 線
43 汚 区 界 線	44 汚 区 界 線
45 汚 区 界 線	46 汚 区 界 線
47 汚 区 界 線	48 汚 区 界 線
49 汚 区 界 線	50 汚 区 界 線
51 汚 区 界 線	52 汚 区 界 線
53 汚 区 界 線	54 汚 区 界 線
55 汚 区 界 線	56 汚 区 界 線
57 汚 区 界 線	58 汚 区 界 線
59 汚 区 界 線	60 汚 区 界 線
61 汚 区 界 線	62 汚 区 界 線
63 汚 区 界 線	64 汚 区 界 線
65 汚 区 界 線	66 汚 区 界 線
67 汚 区 界 線	68 汚 区 界 線
69 汚 区 界 線	70 汚 区 界 線
71 汚 区 界 線	72 汚 区 界 線
73 汚 区 界 線	74 汚 区 界 線
75 汚 区 界 線	76 汚 区 界 線
77 汚 区 界 線	78 汚 区 界 線
79 汚 区 界 線	80 汚 区 界 線
81 汚 区 界 線	82 汚 区 界 線
83 汚 区 界 線	84 汚 区 界 線
85 汚 区 界 線	86 汚 区 界 線
87 汚 区 界 線	88 汚 区 界 線
89 汚 区 界 線	90 汚 区 界 線
91 汚 区 界 線	92 汚 区 界 線
93 汚 区 界 線	94 汚 区 界 線
95 汚 区 界 線	96 汚 区 界 線
97 汚 区 界 線	98 汚 区 界 線
99 汚 区 界 線	100 汚 区 界 線